平成25年（ワ）第252号、平成26年（ワ）第101号、平成27年（ワ）第34号

福島原発避難者損害賠償請求事件

原　告　第２陣相双地区住民ら

被　告　東京電力ホールディングス株式会社

２０２１（令和３）年６月１８日

準備書面（５４６）

（被告のホームページに基づく主張）

福島地方裁判所いわき支部　民事部合議１係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　小野寺　利孝

同　広田　次男

同　米倉　勉

同　佐藤　美由紀

同　鳥飼　康二

外

本書面は、本訴訟における自主賠償に関する被告の主張が、令和３年６月15日時点おいて被告が自社のホームページ上（甲A第809号証）で避難者に対して行っている賠償に関する主張や説明等とその内容が矛盾することを指摘するものである。

第１　被告が損害項目、時期ごとに請求権が発生するものとして取り扱ってきたこと

１　本訴訟における被告の主張

本訴訟において、被告は、不法行為に基づく損害賠償請求の請求　権の

個数については、同一の加害行為による財産的損害と精神的損害　　はその賠償の請求権としては 1 個であり、両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合には 1 個の訴訟物を構成すると主張する。

2　直接請求における賠償方法

⑴　合意に基づく賠償

しかしながら、被告は、直接請求に基づく賠償を行う際には、原則、避難者に対し損害費目や期間に応じた請求書を送付し、損害費目や期間に応じた合意書を作成したうえで、合意に基づき自主賠償を行ってきた。

そして、これらの合意を行う際、被告自身が、賠償費目ごとに別個の請求権が発生するものとして取り扱ってきた。

例えば、精神的損害について、被告は、次のような方法で、避難者と合意を行い、これに基づく賠償を行ってきた。

⑵　精神的損害の賠償方法

そもそも被告は、精神的損害の賠償について、中間指針に基づき、事故発生から 6 ヶ月間(第一期)は一人月額 10 万円（避難所等において生活をした期間は一人月額 12 万円)、第 1 期終了から 6 ヶ月間(第二期)は一人月額 5 万円とした。そして被告は、平成 24 年 6 月以降（第三期）については、中間指針第二次追補に基づき、以下のように、区域ごとの基準に基づき精神的損害の賠償を行っている。

区域	賠償金額	賠償対象期間
帰還困難区域	600 万円	平成 24 年 6 月 1 日から 平成 29 年 5 月 31 日
居住制限区域	240 万円	平成 24 年 6 月 1 日から 平成 26 年 5 月 31 日
避難指示解除準備区域	120 万円	平成 24 年 6 月 1 日から 平成 26 年 5 月 31 日まで

⑶　精神的損害に関する請求権の発生時期

そして、被告は、第３期の精神的損害の請求権の発生時期を本件事故時ではなく、「区域の見直し時点」又は「2012 年６月１日」のいずれか早い方の時点」とし、第一期、第二期の精神的損害とは別個の請求権が発生するものとして説明し、現在も直接請求については、このような取り扱いを行っている。

【Q01-2】
包括請求にて請求する前に死亡した場合、精神的損害について賠償対象外となるのか。

精神的損害については、「区域の見直し時点」又は「2012 年6月1日」のいずれか早い方の時点において請求権が発生するという考え方となります。
したがいまして、包括請求にてご請求いただく前に亡くなった場合でも、精神的損害の請求権の発生時点において存命であれば、相続人等の方に対して精神的損害の賠償金をお支払いいたします。

すなわち、被告は、「区域の見直し時点」又は「2012 年６月１日」のいずれか早い方の時点」に生存している避難者に対しては、生存した期間にかかわらず、精神的損害の全額について、損害賠償請求権が発生しているものとして扱い、実際に避難者やその相続人等と合意の上で賠償を行ってきた。

⑶　損害費目ごとに異なる取り扱いを行ってきたこと

ア　被告が直接請求において、損害費目ごとに異なる取り扱いを行ってきたこと

被告は、直接請求において、損害費目ごとに異なる取り扱いを行ってきた。特に、避難費用や営業損害の賠償と、他の損害の賠償との取り扱いの差が顕著であることから、以下、避難費用及び営業損害の賠償を例に論ずる。

イ　合意の方法が異なること

（ア）直接請求は、まず、被告から損害項目や期間に応じた請求書が請求方法を記載された冊子が各避難者の避難先に送付される。避難者は、被告の指示に従い、請求書と被告が指定する疎明資料を被告に送付する。被告は、請求書と疎明資料を精査した後、合意可能な損害を記載した「お支払い明細書」と合意書を、避難者に送付し、避難者が署名押印をした合意書を被告に送付することで合意が成立する。

（イ）これに対し、避難費用及び営業損害の包括請求をする場面では、被告は、被告が合意をする賠償額を記載した被告作成の請求書を避難者に交付し、避難者は当該請求書を被告に返送することによって合意が成立している。そのため、合意書の作成を要しない。

【Q01-4】包括請求にて請求する前に死亡した場合、避難費用、就労不能損害について賠償対象外となるのか。
避難費用及び就労不能損害については、ご請求者さまが当社に対し、請求書を返送いただいた時点に包括請求にかかる合意が成立するという考え方となります。

ウ　第三期の賠償期間中に死亡した避難者の取り扱いが異なること

第三期の賠償期間中に避難者が死亡したとしても、後述のように精神損害についてはその全額が賠償される。

これに対し、避難費用や営業損害は、避難者が死亡した月までの損害額（実損分）のみを賠償の対象としている。

【Q01-3】包括請求にて請求する前に死亡した場合、避難費用、就労不能損害について賠償対象外となるのか。

避難費用及び就労不能損害については、ご請求者さまが当社に対し、請求書を返送いただいた時点に包括請求にかかる合意が成立するという考え方となります。
したがいまして、包括請求書を当社に返送される前に亡くなった場合には、合意成立前であるため亡くなられた月までの損害額（実損分）について、賠償の対象とさせていただきます。

【Q01-4】死亡者の扱いについて、従来請求方式においても包括請求方式と同様の扱いがなされるということでよいか。
請求権の発生時期等につきましては、包括請求方式と同様の考え方となりますが、各損害項目のお取り扱いにつきましては、以下のとおりとなります。

○避難生活等による精神的損害について
「区域の見直し時点」又は「2012 年6月1日」のいずれか早い方の時点において存命だった場合には、その後に亡くなられた場合であっても、それぞれの区域における賠償対象期間について、相続人等の方にお支払いいたします。

○避難費用、就労不能損害について
亡くなられた月までの損害額(実損分)について、賠償の対象とさせていただきます。

エ　住宅確保損害を請求して以降の取り扱い

被告は、避難者が住宅確保にかかる費用を請求した以後は、避難費用が支払われなくなることがあると主張する（Q06-5）　。他方、精神的損害の賠償については、住宅確保損害の請求により支払われなくなることはないと明言している。

オ　以上のように直接請求において、被告は、賠償項目ごとに、合意等の方法について異なる取り扱いを行ってきた。

⑷　直接請求において、被告が費目ごとの合意をしていたこと

被告は、直接請求の際、請求書記載のすべての項目に合意することを原則としつつも、個別項目ごとに合意をすることを認めている。

【Q01-6】賠償の請求項目には、「避難生活等による精神的損害」、「就労不能損害」などがあるが、各請求対象期間ごとに、すべての項目の賠償金額に合意しなければ、賠償金の支払いを受けられないのか。

各請求対象期間ごとにすべての項目について合意いただくことが原則になりますが、特定の項目について合意できない事由がある場合には、具体的なご事情をお伺いした上で、その他の項目について部分的に合意し、合意いただいた項目についてお支払いさせていただくことは可能です。

3　以上のように、被告は直接請求では、損害項目や期間ごとに別個の請求権が発生するものとして取り扱いをし、損害項目や期間ごとに避難者との間で合意をしたうえで、賠償を行ってきた。

そのため、本訴訟における被告の主張は、被告と原告ら避難者との間で締結した合意の趣旨に反する。

第２　精神的損害について

１　避難者が死亡時の取り扱いについて

⑴　被告の主張

被告は、精神的損害について、原告が避難中、避難先で死亡した場合は、その時点で避難は終了し、以後の避難慰謝料については、以後の損害については、過払いが発生する趣旨の主張をし、実質的に過払い部分の返還を求めている（被告準備書面３８０　別表１）。

２　ホームページ上での被告の主張

しかしながら、被告は、ホームページ上では、避難者が包括的賠償の期間中に死亡したとしても、精神的損害については、返還請求は行わない旨、明言している。

【Q1-01】包括請求の対象期間中に死亡した場合、受領した金額を返還しなければならないのか。

包括請求方式にてご請求いただいた後、対象となる方が亡くなられた場合であっても、ご返還をお願いすることはございません。

―

それればかりか、前述のように、「区域の見直し時点」又は「2012 年６月１日」のいずれか早い方の時点」に生存さえしていれば、避難者が仮に包括的請求を行う前に死亡したとしても、その全額を、避難者の相続人等に支払う旨を明言し、実際に、相続人等に対しても、合意の上、賠償が行われてきた。

【Q01-2】包括請求にて請求する前に死亡した場合、精神的損害について賠償対象外となるのか。

精神的損害については、「区域の見直し時点」又は「2012 年6月1日」のいずれか早い方の時点において請求権が発生するという考え方となります。
したがいまして、包括請求にてご請求いただく前に亡くなった場合でも、精神的損害の請求権の発生時点において存命であれば、相続人等の方に対して精神的損害の賠償金をお支払いいたします。

すなわち、被告は、精神的損害の賠償を行う際、避難者との間で、生存した期間にかかわらず「区域の見直し時点」又は「2012 年６月１日」のいずれか早い方の時点において存命であれば、満額の賠償を行ってきた。そして、被告は、包括請求方式のみならず、従来請求方式によって請求をおこなってきた避難者に対しても、同様の取り扱いを行っている。

【Q01-4】死亡者の扱いについて、従来請求方式においても包括請求方式と同様の扱いがなされるということでよいか。

請求権の発生時期等につきましては、包括請求方式と同様の考え方となりますが、各損害項目のお取り扱いにつきましては、以下のとおりとなります。

○避難生活等による精神的損害について
「区域の見直し時点」又は「2012 年6月1日」のいずれか早い方の時点において存命だった場合には、その後に亡くなられた場合であっても、それぞれの区域における賠償対象期間について、相続人等の方にお支払いいたします。

以上のように、精神的損害については、直接請求において、被告は、避難者との間で、それぞれの区間の賠償対象期間に係る精神的損害の全額を賠償する旨の合意を行い、賠償を行ってきた。そして、現在もこの方法によって賠償を行っている。

そうであるとすると、被告の弁済の抗弁の主張は、直接請求における被告の取り扱いに明らかに反するものである。

第３　避難の終了時期について

１　被告の主張

被告は弁済の抗弁の主張のなかで、避難の終了時点について、住宅確保損当害の請求資料をもとに、避難先で住宅を購入した、又は住民票を避難先に移した時点で避難者が避難先に移住したとの評価をし、避難が終了した旨主張している（被告準備書面３８０　別表１）。

２　ホームページでの被告の主張

しかしながら、被告のホームページでは、避難先で新たに住宅を購入したり、住民票を移動させたことをもって、直ちに避難の終了として取り扱わないことを明言している。

すなわち、被告はホームページで、

【Q01-11】避難先で住宅を新たに購入した場合や住民票を他の地域に移したら避難終了の扱いになるのか。

という問いをあえて掲載したうえで、次のような回答を掲載している。

避難先での住宅購入や住民票を移された事実だけをもって避難(賠償)終了のお取り扱いとすることはございません。

また、住宅確保損害の請求に関する説明の場面でも、次のような主張を行っている。

> 【Q06-4】住居確保にかかる費用の請求をしたことにより、避難生活等による精神的損害の賠償が支払われなくなることはあるのか。
>
> 避難生活等による精神的損害の賠償について、住居確保にかかる費用の賠償のご請求により、支払われなくなることはございません。

すなわち、本訴訟において、避難先で住宅を新たに購入した事実や、住民票を移動させた事実のみをもって、避難が終了したと主張する被告の言動は、被告のホームページにおける被告の主張に明らかに反する。

第４　結論

以上のように、被告の弁済の抗弁の主張は、本件原発事故の加害者である被告が、本件原発事故の被害者である避難者との間で形成した合意を齟齬にするものであり、加害者の取るべき態度とは言えないものである。

そして、このように、被告は、対外的には美辞麗句を並べつつ、避難者に対してはそれと矛盾する態度を繰り返してきたことは、まさに本件訴訟において、原告らが主張してきた被告の不誠実性や悪質性の表れである。

以上